

「福祉用具購入」のお手続きの流れ（平成30年度以降）

いずれかを選択			
償還払い（これまでと変わりありません）		受領委任払い（新たな制度）	
①福祉用具の購入 福祉用具の引き渡し 事業者は、購入代金を申請者に請求	事業者→申請者等	受領委任払い事業者登録 【必要書類等】 ・介護保険福祉用具購入費受領委任払事業者登録申請書	事業者→町
		①依頼事業者が受領委任払いの事業者として町に登録しているかの確認	申請者等
		②受領委任払事前承認申請 【必要書類等】 ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払事前承認申請書 ・パンフレット等	申請者等→町
		③受領委任払承認（不承認）決定通知（保険給付及び自己負担額の確認）	町→申請者等
②購入代金の支払い 購入代金の領収書の交付	申請者等 ↔事業者	④福祉用具の購入 福祉用具の引き渡し 事業者は、保険給付分を除いた自己負担額を申請者に請求	事業者→申請者等
③支給申請 【必要書類等】 ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 ・パンフレット等 ・領収書 ・町への請求書	申請者等→町	⑤自己負担額のみ支払い 自己負担額分の領収書の交付	申請者等 ↔事業者
④支給決定 支給決定通知 指定口座に支給額を振込	町→申請者等	⑥支給申請 【必要書類】 ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用） ・パンフレット等 ・領収書 ・町への請求書	申請者等→町
		⑦支給決定 支給決定通知 事業者の指定口座に支給額を振込	町→申請者等 事業者